

足利定額自動送金取扱規定

株式会社 足利銀行

1. (口座から引落す振込資金等の金額)

依頼書に記載した振込金額、所定の振込手数料及び事務取扱手数料について、指定の振込日に指定預金口座から払出しのうえ受取人宛振込んで下さい。

2. (振込資金の準備と引落とし手続き)

上記1. の引落とし資金を、振込指定日の前日までに指定預金口座に入金します。振込指定日当日に指定預金口座に入金した資金は振込資金に充当されなくても異議はありません。

預金の支払手続については、当座小切手の払出又は普通預金通帳及び普通預金払戻請求書の提出なしで処理して下さい。

3. (残高不足)

指定した振込日前日に指定預金口座の最終残高(支払可能残高)が上記1. の引落とし金額に不足するときは、私・当社に通知することなくその月の振込は取り止めたものとして取扱われても差し支えありません。

4. (振込指定日)

指定した振込日が休日の場合は、指定した営業日(前営業日または翌営業日)に振込んで下さい。

また、指定振込月に該当する振込日がない場合は、その月の末日に振込んで下さい。なお、当該末日が休日の場合は、指定の営業日(前営業日または翌営業日)に振込んで下さい。

5. (領収書の発行省略)

本契約による振込について、領収書等は省略されても差し支えありません。

6. (手数料の改定)

貴行所定の振込手数料及び事務取扱手数料(以下これらをまとめて「手数料」といいます。)は、振込の都度指定する口座から引き落とされるものとし、ます。なお、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、手数料が改定されることについて同意します。

7. (振込の取止め・変更依頼)

振込を取り止める場合又は送金日、送金額等を変更する場合は振込指定日の2営業日前までに書面により届出します。

足利定額自動送金取扱規定

株式会社 足利銀行

8. (解約)

本契約は、取扱期間の満了をもって自動的に終了することを了承します。また、受取口座なし等の理由により、振込不能の状況が継続した場合等には、何ら催告なくいつでも解約しても差し支えありません。

9. (紛議時の対応)

本契約による取扱について、万一紛議が生じても貴行の責めによるものを除き、異議を申し述べません。

10. (回線障害等による免責)

やむを得ない事由による通信機器、回線障害等によって振込が遅延した場合には異議を申し述べません。

11. (規定の変更)

- (1) 本契約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、貴行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上